

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 優良図書の推奨

○ 有害図書の指定

○ 産業廃棄物処理施設の変更許可申請についての縦覧

○ 産業廃棄物処理施設の設置許可申請についての縦覧

○ 表示を要する普通肥料及びその表示事項の一部改正

○ 保安林の解除予定

○ 指定居宅サービス事業者等の指定

○ 指定居宅サービス等の事業の廃止

○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

○ ”

男女共同参画青少年課

”

循環型社会推進課

”

農産課

治山課

”
長寿社会課

”
県民生活交通課

経営支援課

建築指導課

”

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第五百十四号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。
平成二十六年十月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番号	図 書 名	著 者	詩 人	発 行 所	校 象
1	しんでくれた	谷川 俊太郎 塚本 やすし	詩 人	佼 成 出 版	小 学 生 (低)
2	のりができるまで	伏 屋 満	監 修	ひさかたチャイルド	〃 (低)
3	ハヤト、ザツといっしょだよ	井 上 こみち	作 者	ア リ ス 館	〃 (中)
4	ボタ山であそんだころ	石 川 えりこ	作 者	福 音 館 書 店	〃 (中)
5	おどろきのスズメバチ	中 村 雅 雄	作 者	講 談 社	〃 (高)
6	医者になりたい君へ	須 磨 久 善	作 者	河 出 書 房	中 学 生

◎岡山県告示第五百十五号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。

平成二十六年十月七日

岡山県知事 伊原 隆 太

番号	種別	名称	発行者等
1	書籍	タトゥー・ガーデン	富士美出版
2	月刊誌	裏モノJAPAN	鉄人社
3	〃	恋愛白書パステル	宙出版
4	〃	チャンゾロード	11月号 笠倉出版社

◎岡山県告示第五百十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の二の六第一項の規定により申請のあった産業廃棄物処理施設の変更許可申請の概要は、次のとおりである。

この産業廃棄物処理施設の変更許可申請書及びこの産業廃棄物処理施設を変更することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成二十六年十月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請の概要

1 申請者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

(1) 名称 エスク岡山株式会社

(2) 住所 岡山県赤磐市山手四六番地

(3) 代表者の氏名 川野 尊宣

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

岡山県赤磐市山手字大坂四二番、四三番、四五番一、四六番、四六番二、四七番一、四七番二、四八番、四九番一、五四番、五五番二、五五番三、同字市人田五〇番、五一番一、五二番、五三番、九二番、九三番、九四番、九五番一

3 産業廃棄物処理施設の種類

産業廃棄物の最終処分場（管理型）

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、廃石綿等

5 申請年月日

平成二十六年九月十九日

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

平成26年10月7日 岡山県公報 第11625号

この告示の日から平成二十六年十一月七日まで

2 場所

岡山県備前県民局地域政策部環境課、赤磐市赤坂支所市民生活課及び和気町佐伯
庁舎総務福祉課

三 意見書の提出

1 期限

平成二十六年十一月二十一日まで

2 提出先

岡山県備前県民局地域政策部環境課

3 意見書に記載すべき事項

- (1) 意見書提出者の氏名及び住所
- (2) 申請者の氏名及び住所
- (3) 施設の設置場所
- (4) 施設の種類
- (5) 生活環境の保全上の見地からの意見（日本語にて記載すること。）

平成26年10月7日 岡山県公報 第11625号

◎岡山県告示第五百十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条第一項の規定により申請のあった産業廃棄物処理施設の設置許可申請の概要は、次のとおりである。

この産業廃棄物処理施設の設置許可申請書及びこの産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成二十六年十月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請の概要

1 申請者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

(1) 名称 岡山北エバーグリーン株式会社

(2) 住所 岡山市北区横井上二三四番地の一二二

(3) 代表者の氏名 長崎 務

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

岡山県加賀郡吉備中央町上竹字サヨ谷六五一八番一、六五二〇番一、同字笠ヶ谷六五三六番一、六五三七番一

3 産業廃棄物処理施設の種類

産業廃棄物の最終処分場（安定型）

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず、がれき類（これらのうち自動車等破砕物を除き、石綿含有産業廃棄物（スレートくずに限る。）を含む。）

5 申請年月日

平成二十六年九月二十二日

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

この告示の日から平成二十六年十一月七日まで

2 場所

岡山県備前県民局地域政策部環境課、吉備中央町住民課及び高梁市市民生活部環境課

三 意見書の提出

1 期限

平成二十六年十一月二十一日

2 提出先

岡山県備前県民局地域政策部環境課

3 意見書に記載すべき事項

- (1) 意見書提出者の氏名及び住所
- (2) 申請者の氏名及び住所
- (3) 施設の設置場所
- (4) 施設の種類
- (5) 生活環境の保全上の見地からの意見（日本語にて記載すること。）

◎岡山県告示第五百十八号

平成二十六年岡山県告示第八十四号（表示を要する普通肥料及びその表示事項）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表の6の項中「を原料として生産された肉骨粉又は当該肉骨粉」を削る。

◎岡山県告示第五百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成二十六年十月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

岡山市北区御津矢原字熊谷一二六五の九

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

一 解除予定保安林の所在場所

岡山市北区御津矢原字熊谷一二六五の一

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

◎岡山県告示第五百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成二十六年十月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

赤磐市中勢実字後田二二六の一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

平成26年10月7日 岡山県公報 第11625号

◎岡山県告示第五百二十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十六年十月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

訪問看護ステーション田尻

2 所在地

岡山県美作市明見五五〇―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人三水会

2 所在地

岡山県美作市明見五五〇―一

三 指定年月日

平成二十六年十月一日

四 介護保険事業所番号

三三六三七九〇〇二七

五 サービスの種類

訪問看護

介護予防訪問看護

平成26年10月7日 岡山県公報 第11625号

◎岡山県告示第五百二十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十六年十月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

さいわい薬局

2 所在地

岡山県真庭市福田二七九一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

村上 幸夫

2 所在地

岡山県真庭市下方一三三六

三 廃止年月日

平成二十六年九月三十日

四 介護保険事業所番号

三三四三四〇〇二二六

五 サービスの種類

居宅療養管理指導

介護予防居宅療養管理指導

〔四四六〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十六年十月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人トラスワークス

三 代表者の氏名

池田 誠

四 主たる事務所の所在地

津山市二宮六四六番地

五 定款に記載された目的

この法人は、在宅障害者（精神・知的・身体）に対して、あらゆる社会への参加を促進し、及び地域社会において自立した豊かな生活を営むことができるよう福祉の促進と社会復帰に関する事業を行い、障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項、会議に関する事項、その他の事業の種類及び当該その他の事業に関する事項、解散に関する事項並びに定款の変更に関する事項

平成26年10月7日 岡山県公報 第11625号

〔四四七〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年十月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 カインズホーム津山店・ハピッシュ高野店
所在地 津山市高野本郷字源八一三六九番二ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

- (1) 名称 株式会社ウシオ
住所 鳥取県鳥取市二階町一丁目二一八
代表者の氏名 代表取締役 潮 巽市
- (2) 名称 株式会社天満屋ハピーマート
住所 岡山市北区岡町一三番二六号
代表者の氏名 代表取締役 森下 和幸

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店及び閉店時刻
カインズホーム津山店
（変更前）午前八時から午後九時
（変更後）午前七時から午後九時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
駐車場一の一、一の二及び二
（変更前）午前七時三十分から午前零時三十分まで
（変更後）午前六時三十分から午前零時三十分まで

4 変更年月日

平成26年10月7日 岡山県公報 第11625号

平成二十六年九月三十日

二 届出年月日

平成二十六年九月二十九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十六年十月七日から平成二十七年二月七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び津山市産業経済部経済振興課

平成26年10月7日 岡山県公報 第11625号

〔四四八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年十月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字拾ノ割六一六一三、六一六一四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町前潟六一六一三

柴田 洋志

三 許可番号

岡山県指令建指第一三五号

平成26年10月7日 岡山県公報 第11625号

〔四四九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年十月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字中尾四九七―三、四九七―五、四九七―八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

山口県山口市小郡大江町七―四―九〇五号（マンション山本参番館）

竹林 信博

三 許可番号

岡山県指令建指第一三六号